

平成 30 年 7 月豪雨に係る 西予市災害廃棄物処理実行計画

平成 30 年 8 月 31 日（第 1 版）

平成 31 年 3 月 28 日（第 2 版）

令和 元 年 6 月 28 日（第 3 版）

令和 元 年 8 月 28 日（第 4 版）

西 予 市

目 次

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨について	
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け.....	1
第2章 被災の状況と災害廃棄物の発生量	
1 被災の状況について	
(1) 降水量の状況	2
(2) 建物被害の状況.....	2
(3) 土砂災害の状況.....	3
2 災害廃棄物の発生量について.....	3.4
第3章 災害廃棄物処理の基本的事項	
1 役割分担	5
2 基本的な考え方	5
3 処理期限	6
4 処理方法.....	6
5 処理体制.....	6
6 財源	6
第4章 災害廃棄物の処理フローと処理スケジュール	
1 処理フロー.....	7
2 仮置場の設置及び運営.....	8.9.
3 処理スケジュール.....	10

第1章 災害廃棄物処理実行計画策定の趣旨について

1 計画の目的

平成30年7月5日から8日にかけて、愛媛県内全域で長時間にわたり多量の雨が降り続き、多くの地域で7月の平年雨量を大幅に超える記録的な大雨となり、広範囲にわたり甚大な被害が発生しました。

西予市では、宇和地区、野村地区及び城川地区を中心に市内各所で斜面崩壊等が発生するとともに、肱川の氾濫により、宇和地区及び野村地区が広範囲に浸水したことにより、膨大な量の災害廃棄物及び災害廃棄物を含む土砂が発生しています。

加えて、損壊家屋等の解体撤去が本格化することによって大量の解体ごみが発生しており、早期の復旧・復興に向けた取組の支障となることが懸念されます。

この計画は、西予市で発生した災害廃棄物について適正かつ円滑・迅速に処理するために必要な事項を定めることを目的とします。

2 計画の位置付け

この計画は、現時点で判明している災害廃棄物等の処理見込み量を基に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法という。」）第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画として作成したものです。

今後、災害廃棄物の処理を行う過程で災害廃棄物の測量や組成調査を行うとともに、損壊家屋の解体撤去の進捗状況を踏まえて、適宜、この計画の改定を行います。

第2章 被災の状況と災害廃棄物の発生量

1 被災の状況について

1 降水量の状況

平成30年7月豪雨では、県内の観測地点において、平成30年7月5日から7日までの間の降水量が、宇和で395ミリ、大洲で239ミリ、宇和島で211ミリを観測するなど、長時間にわたる断続的な降雨が見られました。

西予市での降雨量は以下の通りです。

地区	24時間最大		1時間最大	
	観測期間	降水量	観測期間	降水量
明浜町	6日12:00～7日11:00	217mm	7日7:00～8:00	65mm
宇和町	6日12:00～7日11:00	369mm	7日7:00～8:00	91mm
野村町	6日12:00～7日11:00	353mm	7日7:00～8:00	89mm
城川町	6日12:00～7日11:00	291mm	7日7:00～8:00	49mm
三瓶町	6日12:00～7日11:00	263mm	7日3:00～4:00	39mm

2 建物被害の状況

今回の災害による家屋等損壊の状況は、西予市内では、住家被害が全壊127棟、半壊274棟、一部破損が28棟、床上浸水が22棟、床下浸水が142棟となっています。（出典：平成30年12月10日西予市災害対策本部資料）



図1-1 平成30年7月豪雨災害による被害状況

3 土砂災害の状況

今回の災害により、大量の土砂や流木が発生し、宅地内にはがれき混じり土砂が堆積し、生活環境保全上の支障が生じているため、撤去を行います。

市において発生が見込まれるがれき混じり土砂は次のとおりです。

(単位：t)

がれき混じり土砂	片付けごみ	解体ごみ	合計
	3,255.8	1,794.6	5,050.4

2 災害廃棄物の発生量について

(1) 処理実績

令和元年7月末現在までの災害廃棄物の処理実績は以下のとおりです。

表 1-1

■災害廃棄物発生量の推計及び処理状況（令和元年7月末現在） (単位：t)

廃棄物の種類	発生量（推計）	処理量	処理方法
可燃物	3,160.0	4,294.0	焼却
不燃物	3,371.0	3,503.0	埋立
コンクリートがら	11,582.0	6,663.0	リサイクル
金属くず	2,330.7	2,443.0	リサイクル
柱角材	5,695.0	2,961.0	リサイクル
廃家電4品目	121.0	96.0	リサイクル
がれき混じり土砂	5,050.4	3,008.0	埋立
その他処理困難物	3.0	2.8	指定業者により処分
合計	31,313.1	22,970.8	

【処理進捗状況】

処理進捗率	73.4%	$\left[\frac{\text{令和元年7月末までの処理実績 (22,970.8 t)}}{\text{災害廃棄物発生量推計値 (31,313.1 t)}} \right] \times 100$
-------	-------	--



図 1-2 災害廃棄物の種類

(2) 災害廃棄物発生量（推計）について

家財等ごみ・建物解体ごみの総量は、被災建物等の解体申請件数（144件）等から算定した結果で26,262.7トン、廃棄物混入土砂量は5,050.4トンと推計しました。

これは、西予市の年間一般廃棄物の約4.1倍に上るものです。種類別の発生量は表1-1のとおりです。

※発生量（推計）については、申請建物の設計上の量の推計であるため、実際の解体工事による災害廃棄物の排出量については変動が見込まれます。

第3章 災害廃棄物処理の基本的事項

1 役割分担

災害廃棄物処理に当たって、西予市、愛媛県及び国の役割は、原則として表1—2のとおりです。

災害廃棄物は、一般廃棄物として取り扱われることから、西予市内で発生した災害廃棄物については、西予市において処理を行う必要があります。

西予市の役割	愛媛県の役割	国の役割
<ul style="list-style-type: none">・被災情報の収集・市災害廃棄物処理実行計画の策定・災害廃棄物処理体制の整備・仮置場の確保・損壊家屋等の解体撤去・災害廃棄物の処理及び業務の管理 等	<ul style="list-style-type: none">・県内市町の被害状況の集約・市町への災害廃棄物処理体制の整備への技術的助言、情報提供・災害廃棄物処理の広域処理の調整・県全体の災害廃棄物の処理の進捗管理 等	<ul style="list-style-type: none">・市町及び県への技術的助言・県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供・市町に対する財政的支援 等

表1—2 市・県・国の役割分担

2 基本的な考え方

西予市では、次の事項に配慮し、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を実施します。

① 『安全』

市民の衛生環境や安全の確保を最優先とします。また、仮置場において周辺的生活環境に最大限配慮し、土壌汚染や水質汚染などの防止対策を徹底します。さらに、市が実施する損壊家屋等の解体撤去に当たっては、施工業者に対して、アスベスト飛散防止対策や粉じん飛散防止対策の徹底を指示します。

② 『スピード』

被災地の早期の復旧・復興を目指し、迅速な災害廃棄物処理を行います。

③ 『経済性』

適正な分別により、再生利用（リサイクル）と減量化を図り、埋立処分量を削減するなど、処理コスト削減を図るとともに、地元企業の活用等により地域の経済的復興を促進します。

3 処理期限

損壊家屋解体撤去の進捗状況などを踏まえ、令和元年9月の処理終了を目標とします。ただし、今後の進捗状況によっては、適宜見直す場合があります。

4 処理方法

仮置場へ搬入する段階から分別を行い、仮置場での選別・分別を徹底し、可能な限り再生利用（リサイクル）と減量化を図り、埋立処分量を削減します。

市の民間施設での処理のほか、県内民間施設等の協力により広域処理を行います。

5 処理体制

廃棄物関係業務については環境衛生課で担当しており、平成30年7月豪雨による災害廃棄物についても、この計画を踏まえ、環境衛生課において処理を実施します。

6 財源

環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」を活用します。

今回の豪雨における被害の甚大さに鑑みて、地方財政措置の拡充等により、通常災害時や激甚災害時よりも被災市町の実質的負担割合が引き下げられました。市の実質的な負担割合は、2.5%程度になる見込みです。

第4章 災害廃棄物処理の基本的事項

1 処理フロー

次のフローに基づき、災害廃棄物进行处理します。仮置場に搬入する段階から可能な限りの分別を行うとともに、仮置場でも重機による選別を行います。

添付資料6

災害廃棄物の処理フロー

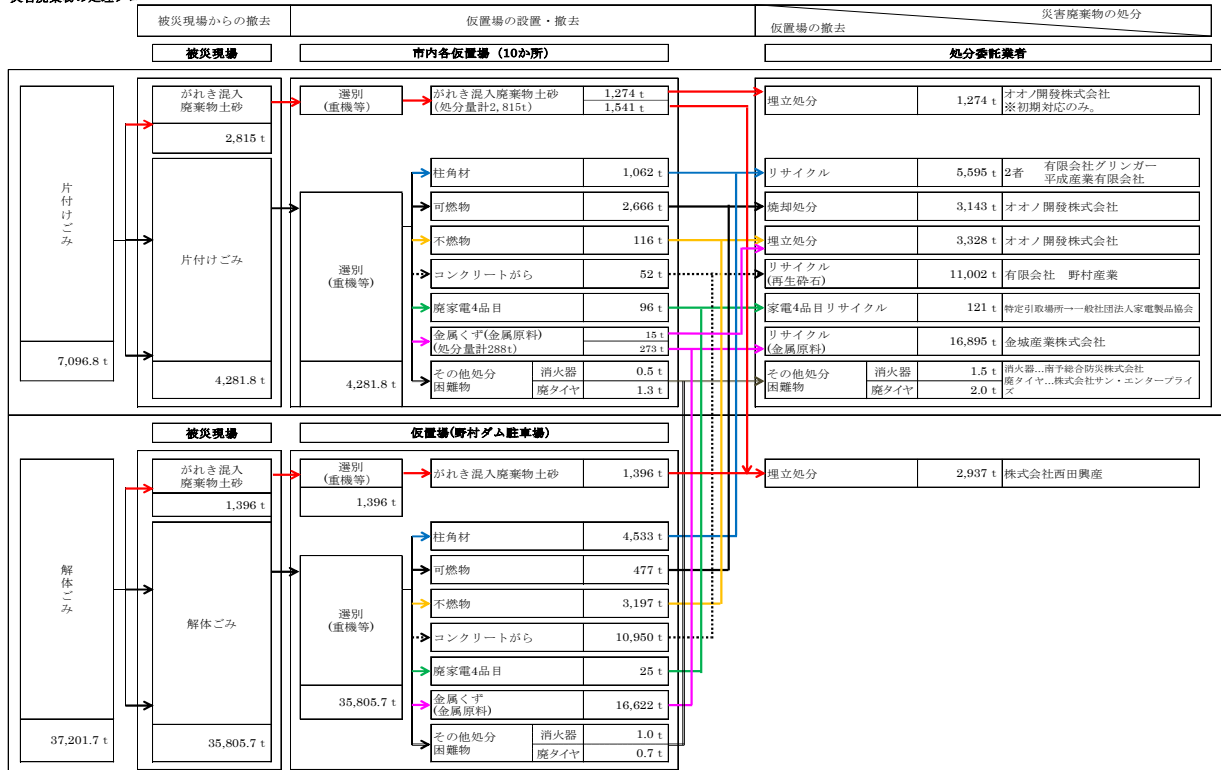


表1—3 災害廃棄物の処理フロー

2 仮置場の設置及び管理

西予市では、被災当初、災害廃棄物の仮置場を西予市内に 10 箇所設け、市で発生した災害廃棄物の受け入れを行っていました。その後、排出されるごみの種類が、災害による片付けごみから被災家屋の解体に係る解体ごみへと移ったことにより、災害ごみの発生量が予測できることから仮置場運営の見直しを行い、平成 30 年 10 月に仮置場を 5 箇所へ、さらに平成 31 年 4 月からは仮置場を 2 箇所まで縮小しました。

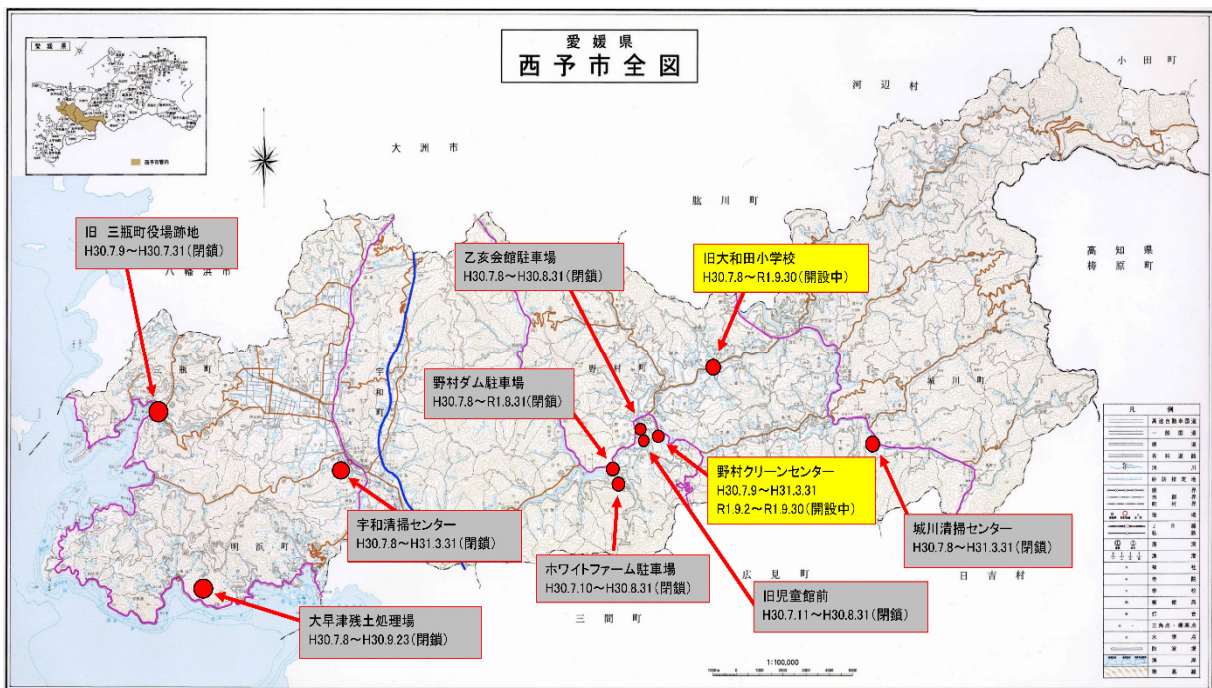
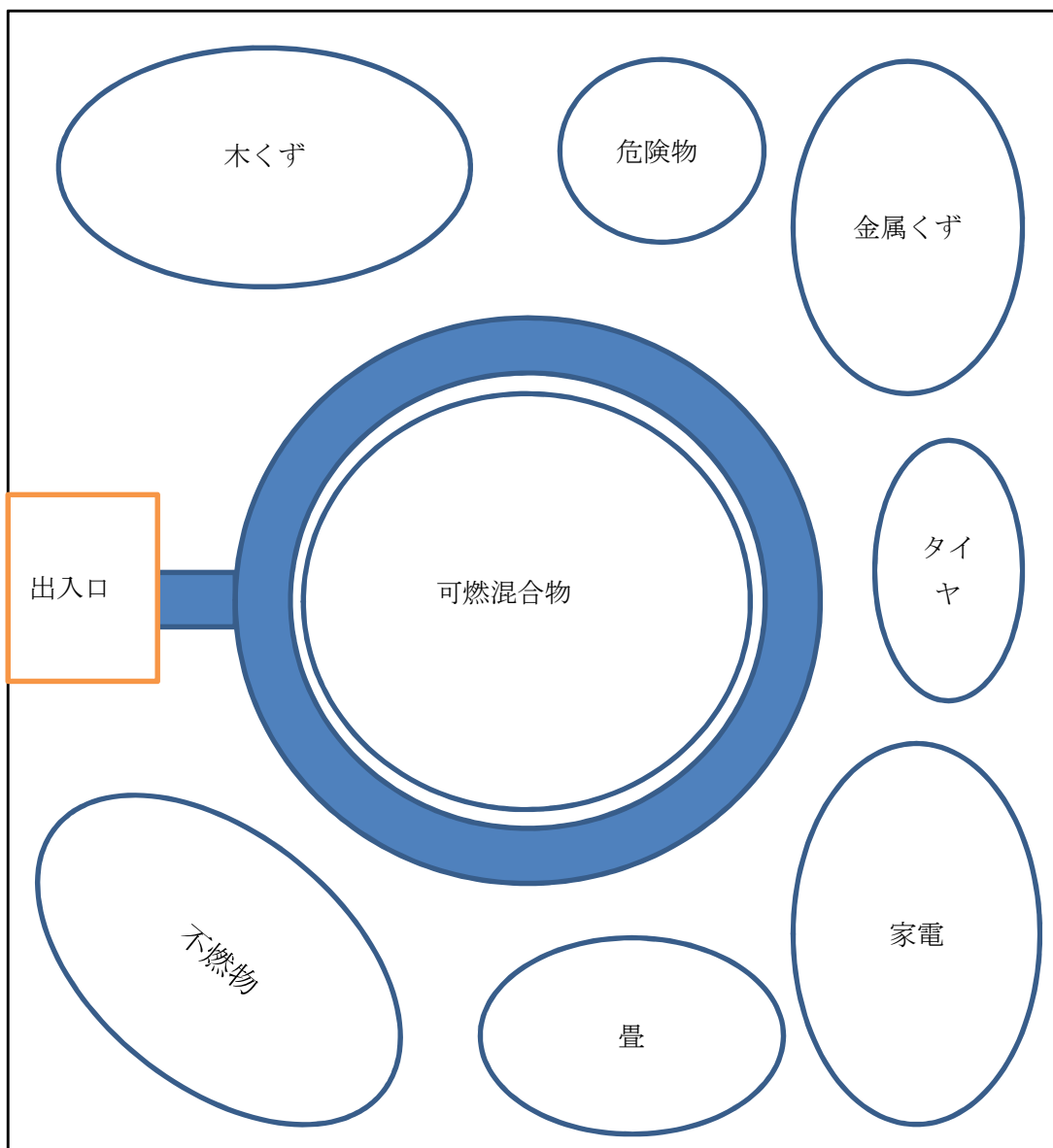


表 1—4 災害廃棄物仮置場の位置 (R1.9.2 時点)



また、市が設置する仮置場の管理に当たっては、次の事項を順守します。

- ・災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、分別を徹底するとともに、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員等を配置します。
- ・木くずや可燃物は、高さ5 m以上積み上げを行わないようにするなど、仮置場での火災発生を予防します。
- ・災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物への散水の実施やスレート・壁材等をフレキシブルコンテナバッグに保管するなど適切に対応します。
- ・台風接近時などには、仮置場の搬入を停止して、可能な限り搬出に注力し、仮置場の周囲に災害廃棄物が飛散しないように対策を講じます。

3 処理スケジュール

一般家庭等で発生した家財等ごみについては、平成30年9月末で仮置場への搬入を終了。損壊家屋等の解体撤去については、令和元年9月までに完了することを目標とします。

仮置場については、令和元年9月を目途に解体ごみを含むすべての災害廃棄物の搬出を完了し、閉鎖後に現状復旧を行います。

	平成30年						平成31年				令和元年				
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
家財等ごみの搬出	←→														
建物解体				←→											
仮置場の設置	←→														
中間処理・最終処分	←→														

表1ー5 災害廃棄物の処理スケジュール